

# 平成31年度奨学生選考基準

(公財) 福岡市教育振興会

1 人物 高等学校等の正規の修業年限を終了するまでの期間、学習に意欲があり  
学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者を中学校長が推薦。

2 学力 高等学校等合格をもって、奨学生資格とみなす。

3 収入 (日本学生支援機構の基準を準用)

(1) 世帯人員の認定

同居・別居を問わず、本人と生計を同一にする者を世帯人員とする。

(2) 所得金額等の定義

**所得金額(A)** 収入金額から必要経費を控除した金額であり、所得の種類  
(3) 及び(4) によって算定した金額の合計額。

**特別控除額(B)** 本人や本人以外の就学者、及び世帯の特別な事情に関して、  
所得金額から控除することを認められる金額。(別表1)

**認定所得金額(C)** 所得金額から特別控除額を差し引いた金額。

(3) 所得金額の算定

ア 給与所得の場合 (所得金額 = 収入金額 - 控除額)

(ア) 父母のうち一方だけが給与所得者の場合

または、父母双方が給与所得者の場合で年間収入金額が高い方

収入金額	控除額
268万円未満	収入金額と同額
268万円以上 401万円未満	収入金額×0.2 + 214万円
401万円以上 782万円未満	収入金額×0.3 + 174万円
782万円以上	408万円

(イ) 父母双方が給与所得者の場合で年間収入金額が低い方

収入金額	控除額
66万円未満	収入金額と同額
66万円以上 164万円未満	65万円
164万円以上 181万円未満	収入金額×0.4 円
181万円以上 361万円未満	収入金額×0.3 + 18万円
361万円以上 661万円未満	収入金額×0.2 + 54万円
661万円以上 1,001万円未満	収入金額×0.1 + 120万円
1,001万円以上 1,501万円未満	収入金額×0.05 + 170万円
1,501万円以上	245万円

イ 給与所得以外の所得の場合 市県民税の賦課の基礎となった金額

(4) 所得金額算定上の注意

- ア 所得金額は、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間の金額とする。  
ただし、平成 29 年 1 月以降の就職・転職・失業等により収入状況に変動があった場合は、出願時点の収入状況に基づき算定する。
- イ 事業所得の専従者給与は必要経費に加算する。
- ウ 父母の収入金額に 1 万円未満の端数が生じたときは切り捨て、控除額に 1 万円未満の端数が生じたときは四捨五入する。
- エ 父母の所得を合わせて算定する。
- オ 収入金額から必要経費を控除した金額がマイナスとなる場合の所得金額は、0 円とする。

(5) 選考基準

所得金額(A)から特別控除額(B)を差し引いて認定所得金額(C)を算定し、下表の収入基準額(D)－認定所得金額(C)が高い者から順に、予算の範囲内で採用する。

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
収入基準額	103万円	165万円	190万円	206万円	221万円	234万円	246万円

※ 世帯人員が 7 人を超える場合は、その超える人数 1 人につき 11 万円を加算する。

(別表1) 特別控除額

両親がいない	所得金額に関わらず採用				
母子・父子家庭	99万円				
本人	39万円				
就学者 (本人を除く)	小学校		31万円		
	中学校		46万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
	高等専門学校	1~3年次	公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		4・5年次 ・専攻科	公立	43万円	72万円
			私立	87万円	116万円
	大学		公立	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
	専修学校	高等課程	公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		専門課程	公立	36万円	81万円
私立			102万円	147万円	
障がい者	障がい者1人につき 99万円				
長期療養者	療養のため経常的に特別に支出した年間金額				
家計を支えている人の 単身赴任等による別居	別居のため特別に支出する年間金額 (ただし71万円を限度とする)				
火災、風水害、 盗難等の被害	支出増又は収入減と認められる年間金額				

※就学者控除の特例

子供（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数につき特別控除額（39万円）に50万円を加算した金額を乗じた額をさらに控除する。

【例】子供が4人いる場合 →  $(39+50)$  万円  $\times$   $(4人-2人) = 178$  万円 を控除する。

(別表2) 収入判定の流れ

所得金額 A		特別控除額 B			認定所得金額 C	収入基準額 D	選考基準					
給与所得	・父母のうち一方だけが給与所得者の場合 ・父母双方が給与所得者の場合で年間収入金額が高い方	両親がいない	所得金額に関わらず採用			所得金額から特別控除額を差し引いた額(A-B)	世帯人員 (人)	収入基準額 (万円)	収入基準額から認定所得金額を差し引いた額(D-C)が高い者から順に予算の範囲で採用する			
		母子・父子家庭	99万円									
		本人	39万円									
		収入金額		控除額						小学校	31万円	
		268万円未満	収入金額と同額		中学校					46万円		
	268万円以上 401万円未満	収入金額×0.2 +214万円		高等学校	自宅通学					39万円	自宅外通学	69万円
	401万円以上 782万円未満	収入金額×0.3 +174万円			私立					88万円	118万円	
	782万円以上	408万円		高等専門学校	1~3年次					公立	39万円	69万円
	・父母双方が給与所得者の場合で年間収入金額が低い方		収入金額		私立					88万円	118万円	
	66万円未満	収入金額と同額		4・5年次・専攻科	公立					43万円	72万円	
66万円以上 164万円未満	65万円		私立		87万円	116万円						
164万円以上 181万円未満	収入金額×0.4 円		大学	公立	74万円	121万円						
181万円以上 361万円未満	収入金額×0.3 +18万円			私立	133万円	180万円						
361万円以上 661万円未満	収入金額×0.2 +54万円		専修学校	高等課程	公立	39万円	69万円					
661万円以上 1,001万円未満	収入金額×0.1 +120万円			私立	88万円	118万円						
1,001万円以上 1,501万円未満	収入金額×0.05 +170万円		専門課程	公立	36万円	81万円						
1,501万円以上	245万円			私立	102万円	147万円						
※収入金額の1万円未満は切り捨て、控除額の1万円未満は四捨五入する。		障がい者	障がい者1人につき 99万円			以降1人につき11万円を加算する						
		長期療養者	療養のため経常的に特別に支出した年間金額									
		家計を支えている人の単身赴任等による別居	別居のため特別に支出する年間金額 (ただし71万円を限度とする)									
給与所得以外の所得	市県民税の賦課の基礎となった金額		火災、風水害、盗難等の被害	支出増又は収入減と認められる年間金額								

【例】父（給与収入374万8千円）、母（給与収入101万4千円）、本人（中学3年生）、小学生の4人世帯の場合

所得金額 A		特別控除額 B			認定所得金額 C	収入基準額 D	選考基準	
○父の給与所得算定 ⇒収入金額：374万円（1万円未満切り捨て） ⇒控除額：374万円×0.2+214万円=289万円（1万円未満四捨五入） ⇒所得金額：374万円-289万円=85万円  ○母の給与所得算定 ⇒収入金額：101万円（1万円未満切り捨て） ⇒控除額：65万円 ⇒所得金額：101万円-65万円=36万円  よって世帯の所得金額Aは、85万円+36万円=121万円		本人：39万円	小学生：31万円	よって特別控除額Bは、39万円+31万円=70万円		121万円 -70万円 =51万円	4人世帯 206万円	206万円 -51万円 =155万円